

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の退職互助に 関する事務取扱要領

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の退職互助に関する事務取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は一般財団法人鹿児島県教職員互助組合の退職互助に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付請求の受付)

第2条 一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程による給付金に係る請求の受付締切は、次の表の右欄に掲げる日とする。

給付金の種類	受 付 締 切
医療補助金	毎月の月末。ただし該当日が休日のときは、その前日とする。
障害見舞金	毎月の月末。ただし該当日が休日のときは、その前日とする。
死亡弔慰金	毎月の月末。ただし該当日が休日のときは、その前日とする。

(給付金の支給方法)

第3条 給付金は請求者に直接送金するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から実施するものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から実施するものとする。

